

②園芸産地販売力強化緊急対策事業

R3.12.21 農産園芸課

事業目的

- ・緊急事態宣言等により販売に影響を受けた園芸産地の部会等に対して、新たな販路の拡大や消費者に対するPR等の取組みを支援し、園芸農家の経営回復を図る。

補助対象経費

- ・園芸産地の販売力強化に資する取組に要する経費
(新たな販路拡大に係る活動費、販売アイテム・商品の開発費、販促資材の作成費等)
- ・R3年12月21日～R4年3月31日までに行う活動が対象

負担割合

- ・県 1/2、事業主体 1/2
(上限補助額 1人当たり 20千円または団体当たり 2,000千円のいずれか低い方)

事業実施主体

- ・JA等の生産者部会(生産法人の生産者部会を含む)、農業生産法人

○対象とする部会の要件

- ・構成員3戸以上
- ・規約を設けている(代表者および会計責任者の定めがある)
- ・共同出荷(販売代金の共同計算)をしている
- ・令和2年度の活動実績がある

○対象とする農業生産法人の要件

- ・農作業に直接150日以上従事する正社員が3名以上

取組みの要件

- ・前作又は今作に於いて、緊急事態宣言発令月(本県独自の発令の他、主たる販売先(東京都など)で、発令があった場合を含む)以降の販売単価が二月以上、前年に比べて1割以上減少
- ・セーフティネット制度(収入保険制度または野菜価格安定制度等)に加入済み、または、今後加入の意思表示を行うこと

対象品目 園芸品目(野菜、果樹、花き)